

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十月十九日奈良県指令建第九六一一二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月九日建第八五九五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月九日建第五一四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市五位堂五丁目一五一番九、一五一番一〇、一五一番一一、一五一番一二、一五一番一三、一五一番一四、一五一番一五、一五一番一六及び一五一番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市平松五丁目三〇番三一一号

リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西竜成

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市五位堂五丁目一五一番九

下水道 香芝市五位堂五丁目一五一番九の一部

一 許可番号

平成二十七年六月十九日奈良県指令建第九六一三六号

平成二十七年十一月二十日奈良県指令建第九六一三六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月十一日建第八五九六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月十一日建第五一四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字大野二〇番一、二〇番二、二〇番三、二〇番四、二〇番五、二〇番六、二〇番七、二〇番八、三〇番一、三〇番二、三〇番三、三〇番四、三〇番五、三〇番六、

三〇番七、三〇番八、三〇番九、三〇番一〇、三〇番一一、三〇番一二、三〇番一三、
三〇番一四、三〇番一五、三〇番一六、三〇番一七、三〇番一八、三〇番一九、三〇
番二〇、三〇番二一、三〇番二二、三〇番二三、三〇番二四、三〇番二五、三〇番二
六、三〇番二七、三〇番二八、三〇番二九、三〇番三〇、六三三番、六三四番、六三
五番一及び六三五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地の四

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字大野二〇番四、三〇番九、三〇番一一及び六三五番一

下水道 北葛城郡広陵町大字大野二〇番四、三〇番九及び六三五番一の各一部

水路 北葛城郡広陵町大字大野二〇番二、二〇番七、三〇番四及び六三三番